

問合せやご相談は

事業内ホームヘルプ制度の実施方法や、ホームヘルパーについての問合せ、ご相談、また、くわしい資料などがご入用の場合は、各都道府県婦人少年室、または、労働省婦人少年局婦人課へご連絡下さい。

婦人少年室の所在地は

山形婦人少年室

山形市宮町2823

電話 3860

労働省婦人少年局

東京都千代田区大手町1の7

電話 (231) 8 2 1 1

事業内ホームヘルプ制度の あらまし

事業場が
従業員の家庭に
ホームヘルパーを
派遣する制度

それが
事業内ホームヘルプ制度
です

労働省婦人少年局

(リーフレットNo.85)

この制度の方式

この制度はだれが実施するか

会社や工場が、福利厚生 of 事業として行ないます。

この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。

(個々の家庭ではありません。)

賃金も会社から支払われます。派遣をうけた家庭が支払うのではありません。

(家庭が、低額の利用料を会社へ納めるように定められる場合があります。)

ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするか

洗濯、つくろい、掃除、料理、子供の世話など、平常の家事をします。

(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません。)

仕事のしかたは、事故の種類により一定の型に編成した“標準家事作業”によります。

業務の管理

ホームヘルパーを派遣する家庭、派遣の時間及び期間、作業内容などは、その都度会社がきめます。

ホームヘルパーとしては

“ホームヘルパー養成講習”を修了した婦人を雇うことになります。